

監査委員公表第 5 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規程に基づき定期監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成 26 年 3 月 13 日

二宮町監査委員 善波八州治

二宮町監査委員 三橋 智子

1. 監査の実施日

平成 26 年 2 月 7 日 (金)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 善波八州治

監査委員 三橋 智子

3. 監査対象とした部課

健康福祉部福祉課

健康福祉部健康長寿課

健康福祉部子ども育成課

4. 監査の範囲

平成 25 年度 12 月末における財務並びに事務の執行状況
(指定する個別事業説明)

福祉課

①民生委員児童委員経費

②在宅障がい者援護事業

③自立支援給付事業

④障がい者緊急時対応経費

健康長寿課

①在宅高齢者生活支援事業

②高齢者緊急時対応経費

③介護予防サービス等諸費給付事業

④一次予防事業対象者介護予防事業

子ども育成課

(歳入)

①保育所運営事業費負担金

(歳出)

- ①地域子育て支援事業
- ②子育てサロン運営事業
- ③母子保健事業

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

6. 監査実施による各課概要

(1) 福祉課

福祉課は、課長、社会福祉班 2 名、障がい者支援班 4 名の計 7 名が配属されている。

社会福祉班は、民生委員・児童委員に関することや社会福祉協議会及び社会福祉団体との連絡調整に関すること、人権問題に関すること、生活保護に関することなど、社会福祉に関する事務を担当している。

社会福祉班の所掌事務では、地域福祉の向上と福祉行政の円滑化を図るために行政のパイプ役として活動している民生委員・児童委員への活動を助成することを目的とした民生委員児童委員経費の計上や自然災害などによる被害者を支援するために災害見舞金の給付、人権に関する啓発などを主に行っている。

障がい者支援班は、障害者自立支援法に基づく障がい者福祉サービスの決定に関することや身体障害者手帳等、障害に関する各種相談業務など、障がい者福祉全般に関わる事務を担当している。

(2) 健康長寿課

健康長寿課は、課長、健康長寿班 3 名、介護保険班 5 名の計 9 名が配属されている。

健康長寿班では、シルバー人材センターに関することや地域包括支援センターの委託運営に関することや高齢者の介護予防事業及び地域支援事業に関することなど、高齢者福祉に関する事務全般を担当している。

主な事業としては、シルバー人材センターなど高齢者の就労支援やころばん塾など介護予防事業の実施、配食サービスなど介護保険の補完するサービスの提供を行い、高齢者が安心して生活することができるように支援している。

また、高齢者緊急時対応経費では、特に身寄りのない高齢者や虐待の疑いのある高齢者の緊急時に対応するため養護老人ホームでのショートステイなども行っている。

介護保険班は、介護保険全般に関わる事務を担当し介護保険第一号被保険者の保険料の賦課徴収及び督促に関すること、介護サービス費、介護予防サービス費及び高額介護サービス費等の支給に関することなどを行っている。

(3) 子ども育成課

子ども育成課は、課長、子育て支援班 5 名、育成相談班 6 名の計 12 名が配属されている。

子育て支援班は、児童手当や児童扶養手当、小児医療費の助成から、保育所運営及び民間保育所に関することなど、扶助から子育て全般に関する多様な事務を担当している。

現在、町内の保育所入所人数が飽和状態に近く、保育所の増設も早急には見込めないことから、地域子育て支援に積極的に取り組み、すべての家庭が安心して子育てができるよう、医療費助成などの扶助をはじめ一時預かり保育やファミリー・サポート・センターによる、子育て支援サービスの推進を積極的に図っている。

育成相談班では、主に児童相談に関することとして、児童虐待防止や相談、子育てサロンの運営・管理に関することをはじめ、母子保健法に基づく健康診査・保健指導などの事務を担当している。

子育てサロン運営事業では、子育て支援の充実を図るため、親子が気軽に立ち寄り、地域住民との交流や子育てに関連する相談に加えて各種講座の受講ができるよう事業計画を行い、町内 2 ヶ所を運営している。

また、母子保健事業では、母子の健康保持・増進を図るため、妊産婦から乳幼児の健康診査を行うとともに、育児相談、健康教育を実施し、育児に対する不安の解消などの一助を担っている。

7. 監査結果

各課（署・局）とも平成 25 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

今後も引き続き、各種制度について町民への広報に取り組みられるとともに、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

（福祉課）

- 1) 研修会等を通じて、民生委員・児童委員及び町福祉連絡委員の資質向上が図られている。今後も引き続き、行政とのパイプ役として活動されている各委員と連携を密にしながら、地域福祉向上に努められたい。
- 2) 障がい者の生活支援の一環として障がい者やその家族からの相談体制を見直したことにより、事務の効率化と利用者の利便性向上が図られている。また、手話通訳者やガイドヘルパーの派遣、在宅重度障害

者のタクシー利用料金補助など、各種補助事業を展開し、家族の経済的軽減も図られている。今後も引き続き、障がい者ならびに家族の各種負担の軽減に努められ障がい者福祉サービスの向上を図られたい。

- 3) 障がい児者の自立更生や地域で安心して暮らせるための支援や各種制度の周知に努められるとともに、権利の擁護のため、成年後見制度など適切な制度の助言や相談体制の充実に努められたい。
- 4) 障がい者への福祉サービスは適格にニーズを把握し、障害の程度に応じた福祉サービスを引き続き提供されたい。

(健康長寿課)

- 1) 今後、ひとり暮らしの高齢者世帯などの増加が見込まれる中で、福祉サービスの提供には、住民ニーズや介護保険制度上のサービス範囲の把握が必要である。適正な支援が提供できるよう常に内容の検討を行い、高齢者が安心して生活できるように支援をされたい。
- 2) 身寄りのない高齢者や家族との疎遠、家族関係の悪化からの虐待など高齢者を取り巻く環境は、年々厳しくなっている。身体的、精神的負担の軽減を図り、生活の質の向上に寄与するサービスの提供に引き続き努められたい。
- 3) 支援が必要な状態になった高齢者が自立した日常生活を送ることが出来るよう今後も、各種介護サービスの提供を行い、身体状態の改善や悪化の防止に引き続き努められたい。
- 4) 介護予防に向けた地域社会の構築など、介護予防に対するさらなる普及、啓発を行い、健康長寿の町を目指して邁進されたい。

(子ども育成課)

- 1) 保育所運営児童費負担金については、規則に基づき、世帯の課税状況に応じた保育料の賦課処理が行われている。引き続き、適正な保育料の賦課・徴収が行われるように努められたい。
- 2) 核家族化、共働き世帯の増加、就労形態の多様化など、子育て支援に対するニーズが高まっている中、それらのニーズを的確に把握するとともに、一時預かり、ファミリー・サポート、コミュニティ保育など各種制度を活用し、地域で安心して子育てができるような体制づくりに引き続き努められたい。
- 3) 子育てサロンは、地域の子育て支援の重要な拠点となっている。今後も、気軽に立ち寄れる場の提供を行い、親同士の交流、地域での交流、世代間交流を図り、子育てに対する不安や孤立感の軽減の一助を担うとともに、臨床心理士の育児相談などにより不安や悩みを解消できる場として引き続き活用されたい。
- 4) 母子保健事業では、各種健康診査や育児相談、健康教育を実施し、

母子の健康維持・増進が図られている。育児に不慣れであったり、育児不安を抱える母親の増加が見られる中、小児科医をはじめ、臨床心理士など様々な分野から子育てをサポートし、保護者が安心して育児が行えるように支援を行っている。また、乳幼児健診の未受診家庭には個別訪問を行うなど、全ての母子の状態把握に努めており、子育てに対する支援を行っている。一方で、親子の触れ合いに対してもサポートしており、児童虐待防止の一助を担っている。今後も引き続き、充実した事業を展開されたい。

以上